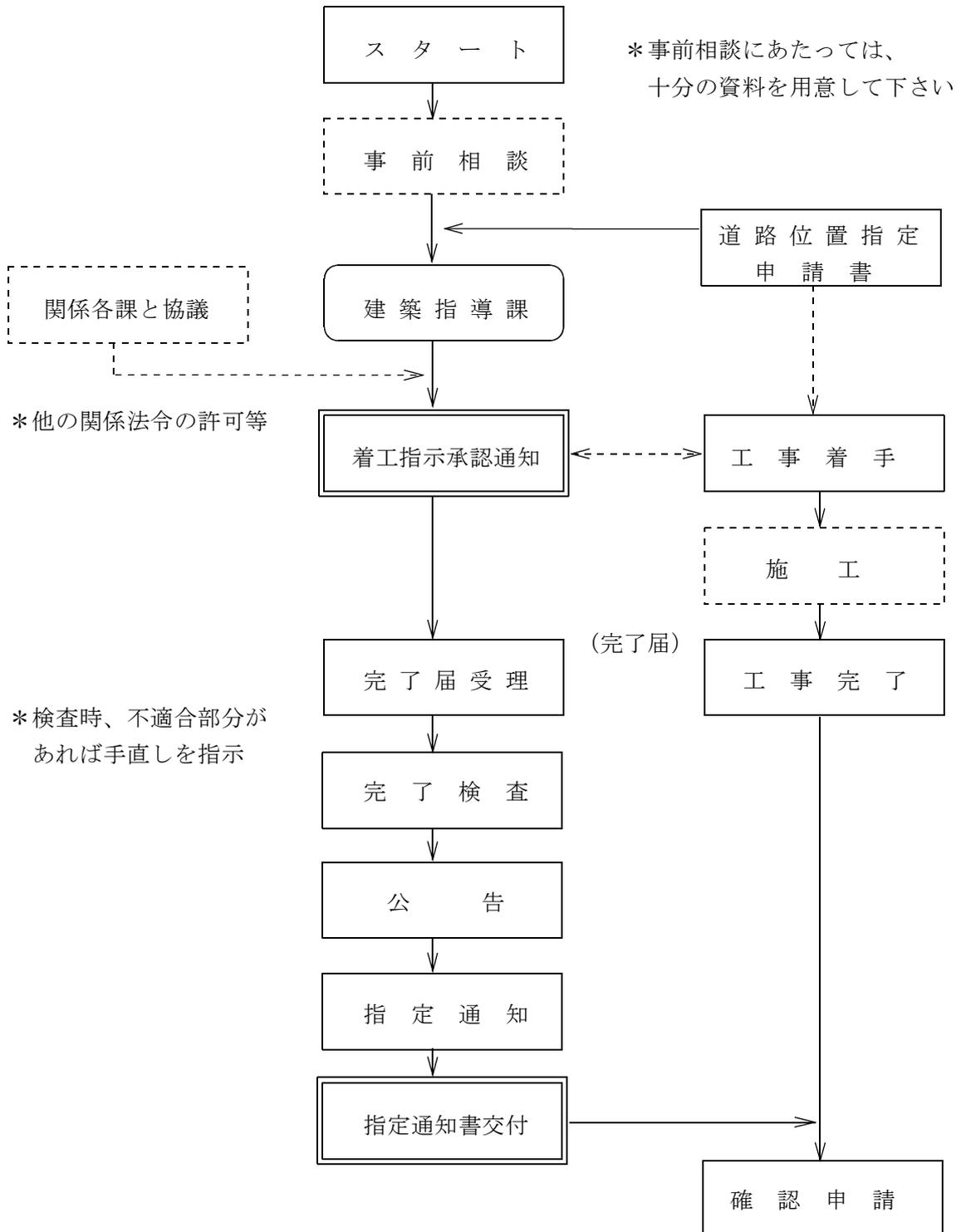


道路位置指定

1) 道路位置指定フローチャート



2) 道路の位置指定の申請要領

道路位置指定（変更又は廃止）申請書類は、将来とも必要かつ重要な書類であり、永久に保存するものですから、この記載については特に注意をし正確に記入してください。

道路位置指定申請必要書類（正・副各1通）

- (1) 道路位置指定申請書
- (2) 道路位置指定添付調書
- (3) 道路位置指定申請付図（道路の区画、対象敷地区画割、延長、幅員、側溝、流水方向、すみ切り寸法、高低差等）
- (4) 道路位置指定申請付図の原図（正本のみ）
- (5) 委任状（代理人が申請を行う場合）
- (6) 土地登記全部事項証明書（申請道路部分、利用対象敷地及びその他必要と認められる部分）
- (7) 公図の写し（代理業務を行える有資格者の記名、申請道路部分及び利用対象となる敷地を記入）
- (8) 権利者の承諾書（印鑑証明書又は本人確認書類添付）
- (9) 接続道路及び水路の承諾書（私道・水路に接続する場合の権利者すべて）
- (10) 指定道路の維持管理誓約書（市で管理する場合は不要）
- (11) 排水同意書又は誓約書
- (12) 現況写真（申請道路及び利用対象となる敷地の表示）2方向以上
- (13) 官民境界確定書
- (14) 設計図書
 - イ 位置図（1/2500）方位道路目標となる地物を記入
 - ロ 現況図（1/500）
 - ハ 道路計画平面図（1/500）利用対象となる敷地の区画割を含む
 - ニ 給排水計画平面図（1/500）流水方向を記入
 - ホ 敷地縦横断面図（1/50）造成計画を記入
 - ヘ 道路構造図（1/30）
 - ト 排水施設構造図（1/30）及び流量計算書
 - チ 擁壁等の構造図（1/30）及び構造計算書（高さが1mを超えるもの）
 - リ 敷地及び道路の丈量図（1/500）
- (15) 農地転用届出書の写し
- (16) 宅地建物取引業者免許の写し
（宅地分譲の場合）（免許が無い場合、県の事前審査を受けること）
- (17) その他必要と認めたもの

以上の書類についてはすべて、見出し（タブ）を付けてください。

1 指定申請書の記入について

(1) 申請者住所・氏名

道路の位置の指定を申請する者の住所・氏名を記入する。

共同で築造する場合は代表者の住所・氏名を記入する。

法人・団体等の場合は代表者、資格、氏名、所在地を記入する。

(2) 代理者住所・氏名

申請者から申請手続を委任された者の住所・氏名を記入する。

(3) 道路の位置の指定を受けようとする敷地

道路として使用する土地の地名、地番、登記簿に記載された所有者の住所・氏名及び登記簿に記載された権利者の住所・氏名を記入し、登記簿に記載されていない権利者がある場合は、その者の氏名を記入する。地名、地番について各筆の一部を道路として使用する場合は、〇〇番地の一部とその旨を記入する。

(4) 申請道路利用の対象となる敷地

申請道路を利用して建築物を建築する敷地の地名、地番、面積、建築する予定の建物の用途を記入する。ただし利用対象敷地の面積の合計と道路部分の面積の和が1000 m²以上の場合は、都市計画法第29条の開発許可の対象となるため道路の位置の指定はできない。

(5) 申請理由

道路の部分及び利用対象敷地の面積、予定建築物の用途戸数を次のように記入する。

(例) 800 m² (道路 100 m²利用対象敷地 700 m²) を造成し住宅7戸を建築するため

2 指定通知書の記入について

すべてについて1の申請書の記入方法に準ずる。

3 土地所有者等の承諾書について

この承諾書は道路の位置の指定を申請する部分のみ必要であり、土地所有者等すべての承諾を必要とする。なお、権利者は記名し、押印する場合は印鑑証明書を添付する。押印しない場合は本人確認書類を添付する。

(1) 土地所有者の承諾書

(ア) 貸与する地名地番

道路として利用する土地の地名、地番を枝番まで記入する。

(イ) 貸与地の面積

道路として利用する土地の部分の各筆ごとの面積を記入する。

(ウ) 土地所有者の住所・氏名

土地所有者の住所が登記簿記載の住所と違う場合は同一人であることを示す書類を添付する。

(エ) 貸与をうける者

申請者の住所・氏名を記入すること。

(2) 所有権者以外の権利について

(ア) 記載内容は(1)に準じ権利の種類については明示すること。

(借地権、地役権、抵当権、その他総ての権利)

(イ) 状況により道路に接する土地所有者の承諾を要することがある。

4 道路の位置指定についての添付調書の記入について

(1) 道路の延長

中心線上の延長を幅員ごとに分類して記入する。

(2) 道路の幅員

道路の中心線に直角に測定する。

(3) 道路の地番

道路として利用する部分の地番を列記する。なお地番の一部を道路とする場合は〇〇番地の一部と記載する。

(4) 道路の地目

登記簿に記載された地番ごとの地目を列記する。

地目が農地法に該当する地目である場合は農地法の届出書の写しを添付する。

(5) 土地所有者の住所・氏名

所有者総ての住所・氏名を列記する。

(6) 土地の権利者の住所・氏名

道路に使用する土地にある権利者の住所・氏名を列記する。

(7) 土地にある建築物及び工作物の権利者の住所・氏名

申請道路敷地にある建物・工作物及び水路に架設する橋等で、申請者以外の者が設置許可を得ている場合等は権利者の住所・氏名を列記する。

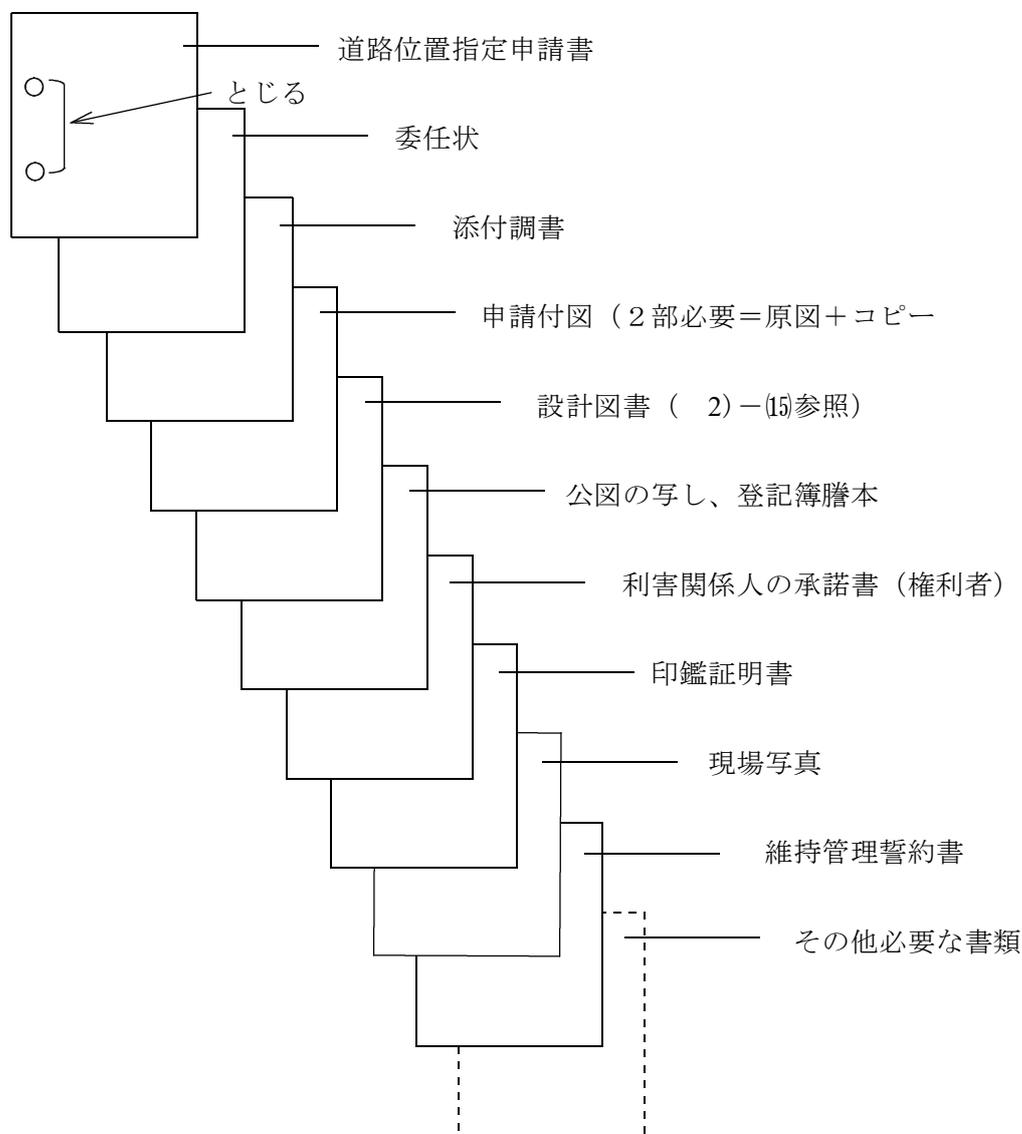
(8) 地形状特記すべき事項

申請敷地の形状で傾斜等の状況を記入する。

○申請書類ととし方

イ ホッチキス又は綴紐等により左とじとすること。

ロ 書類を重ねる順序は、次のとおりとする。



○ 完了報告について

申請書のとおり工事が完了した場合、完了届に工事写真・完了写真・出来形図を添付し市長に提出すること。完了届が提出された後現場検査を受け、検査の結果不備がある場合は手直し完了後再度完了報告を行い再検査を受けること。

○ 指定通知について

市長は道路の位置を指定した場合には、公告した後申請書の副本 (指定通知書) を申請者に交付する。

○ 指定後の道路の維持管理

指定道路は指定形態を維持確保し、構造物設置、植樹等の行為を行わないこと。指定後形態に変更等がある場合は変更申請を行うこと。